

見直すべき基準事項

大幅な規制緩和の方向性を示した旅館業法等の改正を踏まえ、都条例を改正する。

項目 No	旅館業法施行条例	関係する法令等の状況	見直すべき方向性
1 資料無 (新規 規定)	【申請書の添付書類】 現行の条例下では旅館業に必要な権限の有する書類等を求める規定は無し。		宿泊施設の多様化に対応しつつ、住民トラブルを防止する観点から、必要な権限を有することを証する書類の確認の規定を設ける必要がある。
2 資料 p138	第四条 宿泊者の衛生に必要な措置等の基準 【客室内の炭酸ガス濃度の基準】 第1項第1号ハ 客室内の空気中の炭酸ガスは、〇・一五パーセント以下とすること。	国衛生等管理要領 該当項目削除	機械換気の適正運転や窓開け換気等により過去に指摘がほぼないことから、法令等改正趣旨を踏まえ、該当項目を削除する必要がある。
3 資料 p138～	【施設内の照度の基準】 第1項第2号 営業施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。	国衛生等管理要領 定性的な表現に改正 II-第1-27(2) 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものとする事	旅館業の施設は通常、都条例による基準以上の設備設計がされている。法令等改正趣旨を踏まえ、数値基準を削除し、国衛生等管理要領と同様な表現に改める必要がある。
4 資料 p139	【施設の防湿措置】 第1項第3号ロ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。	国衛生等管理要領 該当項目削除	宿泊施設の多様化に対応していくと共に、法令等改正趣旨を踏まえ、該当項目を削除する必要がある。
5 資料 p139	【布団・まくらの防湿管理】 第1項第5号ハ 布団及びまくらは適切な方法により湿気を除くこと	国衛生等管理要領 清掃頻度(6月に1回以上洗濯等)等の規定が定性的表現に改正 III-18(3) 寝具は、適切に洗濯・管理等を行うこと。	従前から、都条例において数値規制は行っていないが、条例改正の全体的な見直しにおいて国衛生等管理要領の表現にそろえる。

項目 No	旅館業法施行条例	関係する法令等の状況	見直すべき方向性
6 資料 p139 細則 第6条 p146	<p>【宿泊者の定員】</p> <p>第1項第6号</p> <p>客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと</p> <p>イ ホテル営業、旅館営業及び下宿営業</p> <p>一客室の東京都規則で定めるところにより算定した有効部分の面積(以下「有効面積」という。)三平方メートルについて 一人</p> <p>ロ 簡易宿所営業</p> <p>有効面積一・五平方メートルについて 一人</p>	<p>国衛生等管理要領</p> <p>該当項目削除</p>	<p>宿泊に必要な最低限のスペース等を確保した上で、法令等改正の趣旨を踏まえ、法令等改正趣旨に合せ該当項目を削除する必要がある。(No. 20で記載)</p>
7 資料 p139	<p>【浴槽の換水清掃】</p> <p>第1項第8号ロ</p> <p>浴槽は、一日一回以上換水し、清掃すること。</p>	<p>国衛生等管理要領</p> <p>毎日換水のみならず、週1回の換水も想定</p> <p>Ⅲ-4 浴槽の項</p> <p>毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難しい場合にあっても、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃</p>	<p>浴槽水の衛生は担保した上で、源泉供給量の問題等で毎日換水が行い難い場合等における衛生措置について検討し、見直す必要がある。</p>
8 資料 p140	<p>【浴槽水の消毒】</p> <p>第1項第8号ホ(4)</p> <p>浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p>	<p>国衛生等管理要領</p> <p>遊離残留塩素による消毒を原則としつつも、当該消毒が難しい場合の措置も規定</p> <p>Ⅲ-4-(7) 浴室の管理の項</p> <p>浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常0.2ないしは0.4mg/L程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1.0mg/Lを超えないよう努めること。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。</p> <p>ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行う場合には、この限りではない。</p>	<p>遊離残留塩素による消毒が適当でない水質があることも踏まえ、見直す必要がある。</p>
9 資料 p140	<p>【洗面所の衛生】</p> <p>第1項第9号</p> <p>洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること</p>	<p>国衛生等管理要領</p> <p>洗面所の項において、備える設備がハンドソープ等の石けん以外も認める規定に改正</p> <p>Ⅲ-8 洗面所の管理</p> <p>洗面所は、洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。</p> <p>また、洗面設備には、石ケン、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること。</p>	<p>これまで規定することなく、指導によって対応していた事項であるが、洗面所等においては、感染症予防の観点から石けん等の備付について明文化する必要がある。</p>

項目 No	旅館業法施行条例	関係する法令等の状況	見直すべき方向性
10 資料無 (新規規定)	<p>【緊急時体制】</p> <p>現行の条例下では管理者等従事者が常時営業施設にすることが多く、緊急時に関する規定は無し。</p>	<p>法令</p> <p>旅館・ホテル営業は、設備基準として、玄関帳場等又は緊急時対応等が可能となる設備を規定</p> <p>簡易宿所等には玄関帳場等の規定は無い。</p> <p>国衛生等管理要領</p> <p>簡易宿所等の営業施設についても、玄関帳場等又は緊急時対応等の設備を設けることが望ましいとしている。</p> <p>II-第2-2 簡易宿所営業の設備基準</p> <p>適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましいこと。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。(1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。(2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとることが望ましいこと。</p>	<p>宿泊者の安全衛生の確保及び宿泊施設の多様化に対応するため、玄関帳場等の規定が無い簡易宿所営業及び下宿営業については、緊急時対応等の規定を設ける必要がある。</p>
11 資料 p140	<p>第六条 営業者の遵守事項</p> <p>【客室名表示】</p> <p>第1項第1号</p> <p>客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。</p>	<p>国衛生等管理要領</p> <p>該当項目削除</p>	<p>ピクトグラム等、室番号や室名によらない客室表示の提供等に対応すると共に、法令等改正趣旨を踏まえ、該当項目を削除する必要がある。</p>
12 資料 p140	<p>【定員表示】</p> <p>第1項第2号</p> <p>客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。</p>	<p>国衛生等管理要領</p> <p>該当項目削除</p>	<p>ネット予約等が普及し、宿泊者が事前に施設情報を把握することが可能な実態があること及び法令等改正の趣旨を踏まえ、該当項目を削除する必要がある。</p>
13 資料 p140	<p>【宿泊料金の表示】</p> <p>第1項第3項</p> <p>玄関帳場及び客室には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。</p>	<p>国衛生等管理要領</p> <p>該当項目削除</p>	<p>宿泊コース別の料金の差異等、多様な宿泊サービスに対応すると共に、法令等改正の趣旨を踏まえ、該当項目を削除する必要がある。</p>

項目 No	旅館業法施行条例	関係する法令等の状況	見直すべき方向性
14 資料 p140 細則 第9条 p147	【営業従事者名簿】 第1項第4号 営業施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。	国衛生等管理要領 該当項目削除	労務上の関係によって、営業者は従事者を当然把握している実態があること及び法令等改正の趣旨を踏まえ、該当項目を削除する必要がある。
15 資料無 (新規規定)	【施設名称の掲示】 現行条例に対象となる規定なし	国衛生等管理要領 宿泊者に認識させるものとして、営業施設内に許可証を掲示する規定 II-第1-31 玄関、玄関帳場又はフロントの見やすい場所に営業許可証を掲示すること。	宿泊施設の多様化に対応しつつ、住民トラブルを防止する観点から、施設名称の掲示等の規定を設ける必要がある。
16 資料 p140～	第七条 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準 全体	法令 「旅館・ホテル営業」に統合される。ホテル営業の基準を削除し、旅館営業の基準に合わせた改正	法令等改正趣旨に合せ、当該項目を旅館・ホテル営業の構造設備基準とし、現行の旅館営業の構造設備基準の水準とする見直しを行う必要がある。
17 資料 p140	【玄関帳場等の基準】 第1項第1号 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。	法令 旅館・ホテル営業に統合され、玄関帳場等の設備基準は、緊急時対応等が可能となる設備を設けることで代替が可能となる規定 政令第1条第1項第二号 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。 省令第4条の3 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室のカギの適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	法令改正に伴い、代替設備の設置が可能となるため、玄関帳場等の必置規定を見直す必要がある。
18 資料 p140	【ロビー及び食堂の設置規定】 第1項第2号 宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さのロビー及び食堂を有すること。	法令 旅館・ホテル営業は旅館営業の基準に合わせた改正 国衛生等管理要領 該当項目削除	旅館・ホテル営業は、現行の旅館営業の構造設備基準で改正されることを踏まえ、該当項目を削除する必要がある。

項目 No	旅館業法施行条例	関係する法令等の状況	見直すべき方向性
19 資料 p141	<p>【調理場の規定】</p> <p>第1項三号</p> <p>調理場は、次の構造設備の基準によること。</p> <p>イ 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。</p> <p>ロ 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。</p> <p>ハ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防鼠設備を設けること。</p> <p>ニ 十分な能力の換気設備を有すること。</p>	<p>国衛生等管理要領</p> <p>食品衛生法の基準に適合するものである事を規定</p> <p>II-第1-17 調理室</p> <p>調理室を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、構造設備については、「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)第51条の規定に基づき都道府県知事等が定める飲食店営業の施設基準に適合するものであること。また、その他同法に基づく指導に従い、良好な構造設備にすること。なお、共同自炊用の調理室を設ける場合は、宿泊者の自炊の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、適当な調理設備を備え付けていること。</p>	<p>法令等改正趣旨を踏まえ、調理場については、食品衛生法により衛生が担保されているため、当該規定を削除する。</p>
20 資料無 (新規規定)	<p>【客室の広さ】</p> <p>現行条例においては、宿泊定員の規定によって収容定員に応じた広さ及び清掃が容易な構造とする規定は無い</p>	<p>国衛生等管理要領</p> <p>II-第1-11(2)</p> <p>収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。</p>	<p>有効面積規定の項を削除したため、定性的な表現を規定する必要がある。※関係する現行規定(有効面積)についてはNo.6</p>
21 資料 p141	<p>【寝具の収納設備】</p> <p>第1項第6号</p> <p>寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。</p>	<p>国衛生等管理要領</p> <p>該当項目削除</p>	<p>寝具のリース等にも対応し、施設全体の衛生管理を担保した上で、宿泊施設の多様化に対応しつつ、法令等改正趣旨を踏まえ該当項目を削除する必要がある。</p>
22 資料 p141	<p>【浴室の基準】</p> <p>第1項第7号</p> <p>イ 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。</p> <p>ハ 和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること</p>	<p>法令</p> <p>旅館・ホテル営業に統合されることに伴い、洋室浴室等の設置規定が削除される</p> <p>国衛生等管理要領</p> <p>洋式浴室に該当する項目の構造的な基準は削除され、基本的事項の規定のみに改正。</p> <p>II-第1-12(4)</p> <p>浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。</p>	<p>法令等改正趣旨を踏まえ、洋式浴室等の規定を削除すると共に、共同浴室等について、基本的事項を規定する必要がある。</p>

項目 No	旅館業法施行条例	関係する法令等の状況	見直すべき方向性
23 資料 p141 細則 第11条 p147	<p>【便所の基準】</p> <p>第1項第9号</p> <p>イ 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。</p> <p>ロ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。</p>	<p>法令</p> <p>現行の旅館業法では、ホテル営業についてのみ、水洗式であることなどの構造的な基準が規定されている。改正により、旅館営業の基準に合せ、「適当な数の便所」とされる。</p> <p>国衛生等管理要領</p> <p>便器の数算定の基準削除</p> <p>II-第1-16</p> <p>便所は、次の要件を満たす構造設備であること。</p> <p>(2) 便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、収容定員に応じ適当な数を有すること。なお、共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。</p>	<p>マンションの1室を宿泊施設とする小規模な施設など、宿泊施設の多様化に対応しつつ、法令等改正趣旨を踏まえ、各階設置規定及び便器数算定基準を見直す必要がある。</p>
24 資料 p141 細則 第12条 p147	<p>【共同洗面所の数】</p> <p>第1項第10号</p> <p>共同洗面所を設ける場合には、規則で定める数の給水栓を設置すること。</p>	<p>国衛生等管理要領</p> <p>定性的な表現に改正</p> <p>II-第1-15(2)</p> <p>共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、適当な数を有すること</p>	<p>マンションの1室を宿泊施設とする小規模な施設など、宿泊施設の多様化に対応しつつ、法令等改正の趣旨を踏まえ、給水栓の算定基準を見直す必要がある。</p>
25 資料 p142	<p>第八条 旅館営業の施設の構造設備の基準</p> <p>全体</p>	<p>法令</p> <p>「旅館・ホテル営業」に統合される。ホテル営業の基準を削除し、旅館営業の基準に合せた改正</p>	<p>法令等改正趣旨に合せ、当該項目を旅館・ホテル営業の構造設備基準とし、その内容は現行の旅館営業の構造設備基準の水準とする見直しを行う必要がある。</p> <p>(No. 16と同様)</p>
26 資料 p142	<p>第九条 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準</p> <p>【履物の保管設備】</p> <p>第1項第1号</p> <p>宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。</p>	<p>国衛生等管理要領</p> <p>該当項目削除</p>	<p>小規模かつ簡易な宿泊施設等、宿泊施設の多様化に対応しつつ法令等改正趣旨を踏まえ、該当項目を削除する必要がある。</p>

項目 No	旅館業法施行条例	関係する法令等の状況	見直すべき方向性
27 資料 p142 細則 第10条 p147	【1客室の最低床面積】 第1項第2号 一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、三平方メートル以上であること。	法令 政令において、10人未満の施設の場合は、合計床面積が緩和 政令第1条第2項第1号 客室の延床面積は、三十三平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。 国衛生等管理要領 1客室の該当項目削除	寝具を敷くスペース等を確保した上で、法令等改正の趣旨を踏まえ、具体的数値規定について見直す必要がある。
28 資料 p142	【階層式寝台の基準】 第1項第4号 階層式寝台を設ける場合は、二層とすること。	国衛生等管理要領 該当項目削除	宿泊施設の多様化に対応しつつ、法令等改正趣旨を踏まえ、該当項目を削除する必要がある。
29 資料 p142 細則 第10条 p147	第十条 下宿営業の施設の構造設備の基準 【1客室の最低床面積】 第1項1号 一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、四・九平方メートル以上であること。	国衛生等管理要領 該当項目削除	寝具を敷くスペース等を確保した上で、法令等改正の趣旨を踏まえ、当該項目を削除する必要がある。
30 資料 p142	【押し入れの基準】 第1項第2号 各客室には、押し入れを設けること。	国衛生等管理要領 該当項目削除	施設全体の衛生管理を担保した上で、宿泊施設の多様化に対応しつつ、法令等改正趣旨を踏まえ該当項目を削除する必要がある。